

参議院大蔵委員会會議録第五十三号

昭和二十七年五月十六日(金曜日)午前
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川甚五郎君
溝淵 春次君
小宮山常吉君
田村 文吉君
下條 恭兵君
波多野 鼎君
菊田 七平君
油井賢太郎君
佐久間 徹君

衆議院議員

政府委員

大蔵省主税
局税関部長 北島 武雄君
大蔵省管財局長 内田 常雄君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 有吉 正君

説明員

大蔵省銀行局
特殊金融課長 有吉 正君

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○貸付信託法案(内閣提出)

○信用金庫法施行法の一部を改正する
法律案(衆議院提出)

○関税法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第
五十二回大蔵委員会を開会いたしま

す。

先ず第一に連合委員会の件について

お諮りいたします。昨日閣有財産特別

措置法案について、通商産業委員会よ

り連合委員会の開催の申入れがありま

した。通商産業委員会と閣有財産特別

措置法案について連合委員会を開くこ

とに決定して御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

ようでありますから、そのように決定

いたしました。なお連合委員会の日時

等につきましては委員長に御一任願

います。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に貸付信

託法案について質疑を行います。

別に御発言もないようですが、質疑

は終了したものと認めて御異議ありま

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

と認めます。それではこれより討論に

入ります。御意見のあるかたは賛否を

明らかにしてお述べを願います……。

別に御発言もないようですが、討論は

終局したものと認めて御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

と認めます。それではこれより採決を

行います。貸付信託法案を原案通り可

決することに賛成のかたの御挙手をお

願いたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致で

ございます。よつて原案通り可決すべ

きものと決定いたしました。

なお諸般の手續は、先例によりまし

て委員長に御一任願います。それから

多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

溝淵 春次 大矢半次郎

黒田 英雄 木内 四郎

伊藤 保平 菊川 孝夫

岡崎 眞一 小宮山常吉

下條 恭兵 田村 文吉

波多野 鼎 菊田 七平

油井賢太郎 西川甚五郎

○委員長(平沼彌太郎君) 次に信用金

庫法施行法の一部を改正する法律案に

ついて質疑を行います。

○油井賢太郎君 今度衆議院で以て信

用金庫法の一部改正を提案されている

のですが、これを見ると、組合員外の

預金並びに定期積金の受入れと、これ

に対する担保としたときの貸付という

ものも当然一年間延期されることにな

ると思ふのですが、これは大体その趣

旨として、信用金庫に組合から移ると

いうことはいいでしょうけれども、そ

ういう組合員外の預金まで一年間延期

するとういうようなことはちよつとおか

しいように思いますが、政府のほうの

意見としてどういう考えを持つていら

のですか。

○政府委員(河野通一君) 転換の期限

を一年延ばされることになりまして、

それに従つてやはり転換後におきまし

ては員外の預金も扱えることになるわ

けでありますから、それまでの間に転

換をいたすものと、いたすかいたさん

かわからない状態にあるものにつしま

しては、やはりその期限までは員外の

預金を扱えるというふうにいたすのが

適當であらうと考えます。

○油井賢太郎君 これは仄聞するところ

によると、組合として員外の預金とい

うようなものをすつと将来永久的

に許可してもらいたいというふうな気

分も相當あるようなんですが、併しそ

れでは組合と金庫というものの間が何

も差がないということになると思ふの

です。そういう点については局長とし

てはどういうふうにお考えになつてお

りますか。

○政府委員(河野通一君) 信用金庫制

度と信用組合の制度がはつきり固然と

最終的な区画がついた場合におきまし

ては、当然に信用金庫と信用組合との

おの／＼本質の違つたところに従つて

その機能、業務の範囲も變つて行く

べきかと考えております。従いまして

将来永久的に信用組合というものが員

外預金を扱えるというふうにするこ

ております。ただ先ほど御説明申しま

したように、転換の期限が一年延びます

れば、やはりその間に転換をいたすも

のもあるわけでありまして、一時こ

員外預金を扱えないようにして、更に

転換したら扱えるようにするというのも

非常に適當でない処置であらうか

と思ひます。転換の期限と合せて、そ

の期限まではやはり員外預金を扱える

というふうにするのが適當であらう。

従いまして三條、四條はやはり並行し

てお考え願うのが適當であると考え

ます。

○油井賢太郎君 次に、信用金庫に転

換でき得る見込のある組合、それは現

在組合数がどれだけあつて、どの程度

の見込があるかということと當局でも

調べてあると思ふのですが、その状

況をちよつと報告願ひたいのです。

○政府委員(河野通一君) 説明員から

説明いたします。

○説明員(有吉正君) 信用組合から信

用金庫へ転換いたしました状況を最初

に申し上げます。昨年の六月十五日現在

におきまして、信用組合の数が六百四

十二でございまして、尤もその後におき

まして合併なり解散なりによりまし

て、姿を消したのもございまして、

で、現在のところ、当時六百四十二

ございましたもののうち、信用金庫に転

換いたしましたものは四百十一とい

うことになつております。従いまして残

つておりますのは二百三十一という数

でございまして、この中に信用金庫とし

つまり職域の組合、業種的な組合と申しますものが約四十近くございます。

従つて性格的に申しますと、二百弱の組合が信用金庫として将来なるものではなからうかというところが一応性格的には考えられるわけでございます。併し他方におきまして、信用組合の中におきまして、信用金庫になることを現在におきまして希望しておられない組合も相当数ございます。私どもの手許まで申請書を出しておらん、希望しておられないというところのために出しておらない組合も相当数ございます。又私どもから考えますと、現行法の建前におきまして、六月十四日に一応期限が切れるわけでございしますが、それまでの間に信用金庫法自体に規定してありますところの出資の最低限度、この法律的な要件を充たし得ないと考えられる組合が相当数あるわけでございます。かようなわけでございまして、今後の推移如何によりまして、或いは信用金庫法の出資の最低限度に到達し得るという可能性の出る来る組合、或いは将来の情勢によりまして信用金庫への転換を希望するといふような組合、或いは職域組合、業種的な組合にいたしましても、定款を変更いたしまして、信用金庫になお転換いたしたい希望を表明して来る組合も今後或いは出て来るかと思ひますが、かれこれ勘案いたしますと、今後どの程度に信用組合を信用金庫に転換し得るかということには、数字的にはなかなか申しがたい状況にございしますので、その点は御了承を願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 なお参考にお伺ひしたいことは、新たに組合を組織した数はどのくらいですか。

○説明員(有吉正君) 新たに昔の、昨年の六月十五日以降におきまして、府県知事の認可によりまして信用組合を結成した数でございしますが、この点につきましては、私ども逐次報告を徴しておりますが、なかなか報告の集まりが悪いものでございしますので、現在のところ的確なる数字を申上げるまでに行きませんが、大体五十程度と考えております。

○油井賢太郎君 結局一年間延期すれば、大体今転換したいという組合は片付くといふことになれば、更に又次々と、一年々々といふふうに延長して行くといふことは今までの御説明で酌め取れるが、大体そんなことに了承してよろしいか。これは提案者の御意見も一応伺つて置きたいと思ひます。

○衆議院議員(佐久間徹君) 只今のお話の、次に延長するといふような考へは毛頭持つておられませんのでございしますが、今回一年を延長することによりまして、金庫になることを希望する組合の大部分をすくい上げることでございまして、こういう考へを持つておる次第でございします。

○油井賢太郎君 なおさつきの有吉説明員のお話の中にあつたので、ちよつと伺つて置きたいのですが、転換の申請をした組合と、転換の申請をしない組合の数がわかつていたならば、ちよつとお知らせを願ひたいと思ひます。

○説明員(有吉正君) 転換を申請しまして現在財務部なり財務局なり、或いは本省の手許にある組合の数字が、現在二百三十一個つております組合のうち、約四十組合がなお申請書を提出しております。

○菊川孝夫君 ちよつと御説明願ひたいのですが、信用金庫と、それから信用組合ですが、この一カ年間延長して、そしてその転換を希望するものの転換をさせると、而も一カ年の間に転換の希望も余り……二百くらいはまた残つておるといふことになるが、一体信用金庫、それに転換した場合に、どういふふうに性格的に変わつて来るのか、主だつた点だけを、これは研究して置くのが本当であるが、ちよつとお知らせを願ひたいと思ひます。

○説明員(有吉正君) 信用金庫と信用組合の相違であります、いわゆる大きな相違と申しますのは、業務の内容におきまして、信用金庫におきましては、員外の預金を受入れることができるという点でございします。信用組合におきましては、組合員或いはその親族といふことには、原則として組合員の預金だけ受入れるといふことが性格的に大きな相違であると思ひます。なおそのほか信用金庫におきましては、大蔵大臣の監督の下にある。信用組合といふことには、府県知事の監督の下にある。尤も改組期間におきましては大蔵大臣の監督はございしますが、信用組合本来のものになりますと、府県知事の監督の下に入るといふ点が違ひであります。その他あとは技術的な問題がございしますが、例えば役員を選任にいたしましても、信用組合の場合でございしますと、一般の組合員の選挙による。信用金庫の場合でございしますと役員は互選によるというやうなことになるわけでございします。そういった点、最も大きな違ひと申しますのは、員外預金を受け入れられるかどうかという点にあると思ひます。

○菊川孝夫君 それから資金と言ひますか、まあ株式会社の場合の資本金に相当するもの、この出資金が金庫の場合と組合の場合とは、何らかの差別があるわけでございしますか。それによつて転換困難になつておるのではないのですか。実際二百個つておるのはそういう意味じゃないのですか。

○説明員(有吉正君) 信用金庫と信用組合におきまして、出資金の差におきましては、信用金庫法におきましては信用金庫が一千万と五百万、六大都市におきましては一千万以上、その他におきましては五百万以上といふことになつております。信用金庫の場合におきましては、中小企業等協同組合法自身におきましてこの出資金の制限というものはございしません。出資の基準令に基きまして、信用組合の出資の最低限度といふものは定められておるのでございします。併しこれは信用金庫の出資の最低限度と申しますものよりも以下になつておるのでございします。六大都市におきましては五百万円以上、市制施行地におきましては三百万円以上、その他におきましては二百万円以上といふことに相違つておるのでございします。その点もお話の通り相違がございします。

○菊川孝夫君 そうしますと、提案者のかたにお尋ねするのですが、一年間を延長したいという理由は、一つは出資金で二百個の組合が未だに転換ができない。転換しないという一つ理由は、出資金が法定の限度になかなか達しにくい。こういうことがまあ一つの原因のうちに考えられる。それからもう一つここに潜んでいるのは、

員外預金の取扱が信用組合のほうではできないのです。それから金庫のほうではできる。ところが出資金を殖やして、そして早く員外預金も取扱えるやうにしたいのだが、なかなか金が集まらん、そこで一年間余裕を持たし、その間にその出資金が集まるやうにしたい、こういうのが一番の狙ひでございしますか。

○衆議院議員(佐久間徹君) 仰せの通りでございまして、出資金もこの間に努力をいたしまして、大体指示の金額に到達させたいと考えておるわけでございします。又員外預金も、おつしやる通り、できるだけ員外預金を吸収いたしまして、出資金を延ばして行く。その期間を一年と、こういう工合に考えておるわけでございします。

○菊川孝夫君 この辺よく言われることとありますが、信用組合の場合に員外預金が扱えない制限について、この間も本委員会でもちよつと質問が出て、政府側からも答弁がございましたが、組合員になるのは極めて簡単で、組合員となるのは極めて簡単で、組合員となれば、五十円程度が出資すれば組合員となれる。預金したいといふやうな人だつたら、五十円で組合員になつて、つまり五十円の出資で加入して、そこへ預金をするといふことは、常識的に考えて極めて平易に行つて考へられるのでございしますが、それを員外預金取扱が、えらいまあ相当論議の中心になるやうなのは、一体どこに連関があるのか。我々ちよつと素人目には、大銀行から、それから信託会社、証券会社等集めておる。又信用組合におきまして、集めようと

した場合に、幸いにして信用組合に預金をするようになつたら、組合員に加入することは極めて容易なことであると思ふ、その組合としても、預金をしてくれるような人を組合員に加入せしめることは簡単にできると思ふのですが、にもかかわらず、員外預金、員外預金と盛んに言うのですが、これはちよつと素人目に了解できん点があるのですが、どこに争わなければならん点があるのか、本当の事情を御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 信用金庫と信用協同組合というものの性格は、先ほど有吉君から御説明申上げた通りであります。出資者の大体最低出資額、組合員になる出資額の最低につきましては、定款でいろいろ定めておるわけですが、ものによりましては一口五十円というのがありますし、ものによりましては、最低一口五百円というのがあります。いろいろな仕組がございます。必らずしも五十円出せば当然組合員になれるという仕組にもなつておらん。この金額が多いか少いかの問題がございます。これはまあ組合というものの性格から言ひまして、もう少しその最低限度を上げたほうがいいという意見も出て来るかと思ひますが、趣旨は信用金庫と信用協同組合というものが、やはり組合員の組織、組合員だけが集まつて、組合員だけが相互に金も集め、又相互融通をして行くという仕組と、信用金庫は協同組織ではありますけれども、必らずしも組合員というものに限らない。いくらか一般の金融機関に近い性格を持つて参つておる。そういうことは、つまり今申上げましたように、員外からも預金を集め

られる、一般の人からも預金を集められるということになつて来る。性格としては、私はやはり二つ阿立して行くべきだと思ひますが、今菊川先生から言われたように、境を越えるところは非常にわかりにくいところがある。組合員といつたつて、ただの五十円を出せば組合員になれる、組合員になろうと思ふわけはないじやないかと言われますが、本来の性格から言ひますと、本来はつきり区別をされて、組合員がお互いの金を集め、お互の集まつた金でお互いにその金を使つて行くという趣旨と、それを一歩進めて、協同組織ではあるけれども、組合員からだけ集めるのではなく、一般からも資金を集めて、それを組合員がその金を融資を受けて経済活動をして行くという性格的な相違はつきりあると考へておられます。その点がはつきりしておらないのであれば、何も信用金庫と信用協同組合と二つ分ける必要はない。従つて境のところはお示しのようなところもありましたし、性格自体としては、この二つのものが性格を異にしたものとして、阿立して存在するということは適当だといふふうに考へております。

○波多野君 ちよつと関連して……。信用協同組合と信用金庫は性格的に違つたもので、又法律も違ひますし、阿方とも将来認めて行くんでしよう。それならなぜこの信用組合が金庫に転換するまでこの法律を待たなければならんか。そういう理由はどこにあるのですか。ちゃんと信用組合として残つて行けるんじゃないですか。その理由を御説明願ひたい。

○政府委員(河野通一君) これは結局信用金庫と信用協同組合というものの過渡期における転換の問題だと思ふのです。二つの姿がはつきり分れば、先ほど申上げたように、はつきり分野ができると思ふわけでございますが、信用協同組合の法律が信用金庫法という法律と二つになりました結果、従来信用協同組合として員外の預金も扱つておつたものが、だん／＼信用金庫に變つて行く。そういうものはそういうものとして、やはり本来の姿で員外預金を扱えるような信用金庫になりたい。而もならして差支えないようなものは転換して行つたらい。先ほどのお話がありましたように、出資金の点から言ひまして、或いは資金量の点から言ひまして、まだどうも信用金庫に転換させるには十分でないというふうなものがござります。これらはもう暫く日をかせば、だん／＼出資金も殖えて参りますし、資金量も相当のところまで来て、いわゆる一般の金融機関らしい信用金庫になり得ようとな、まあ何と申しますか、内容ができて来るものもあると思ひます。そういうものは、従来も信用協同組合というものが員外預金を扱えるようになっておつたのですから、この新しい法律によつて員外預金を扱える信用金庫に転換しては差支えないのではないかと。併し現在旧法によつてできておる信用協同組合の中にも、これは本来の信用協同組合、つまり員外預金を集めないで、自分たちだけの間で資金を集め又融通もして行くというふうな仕組のものに適合するよう信用協同組合というものもあるわけですが、先ほどちよつと有吉課長から申上げましたよう

に、例えば職域組合、職域のかたがたがたり集まりになつて作つておられるような組合等につきましては、これは正に組合員のかた／＼だけの相互の金融に限つたらいわけ、そういうものにつきましては、過去の信用協同組合法によつてできたものでありまして、必ずしも員外預金を扱えるような信用金庫に転換する必要のないもの、これはやはり個々の事情等をよく勘案いたしまして、信用金庫に転換したらいものにつきましては転換して行く、その必要のないものにつきましては將來は單純なる信用協同組合になると、こういうことで、まあ具体的な問題としてはなか／＼線の引けない点もござりますけれども、制度としてはやはりそういうふうな割切つて考へて差支えないのではないかと、いふふうに思つております。

○波多野君 よくわからないのです。がね、信用金庫法によつて信用金庫は幾らでも作れるのでしよう、協同組合は協同組合として残れるのでしよう、潰すわけではないのですからね。だからはつきり阿建で行けばいいのではないのですか。

○政府委員(河野通一君) この点は先ほど申上げましたように、信用金庫への転換の期限が切れますと、昔からあつた信用協同組合も員外預金は扱えないことになるのです。併し従来から員外預金を扱つておつた組合、それらの組合は今申上げた出資金の点、資金量の点等でもまだ一人前になれないというところがあるのですから、なりたいという希望を持つておつても、もう暫く充実の模様を見て判断しなければならぬというものがあつたわけ

す。その期限が今年の六月十四日であります。か切れると、若干もう少し様子を見たら信用金庫に転換してもいいのではないかと、いふようなものが出て来るかも知れません。それらについてその見通しをつてはつきりそこで線を引いてしまふには、今年の六月十四日で切るといふことには、ちよつとまだ早過ぎるのではないかという意味でこの提案がされたのであらうと思ひます。この点につきましては、私どももいたしまして、適當なる御処置といふふうに考へておる次第であります。

○波多野君 それでは、今このことはどうなるのですか。今の政府側の意向だと、信用金庫というものを育成したいという考へ方が基本になつてゐるのです。基本になつてゐると理解するのですが、たくさん信用金庫ができればよいという考へ方ですね。で協同組合のほうで信用金庫に転換できるやつはできるだけ引上げて信用金庫にしてやろうと、こういうことなんですか。協同組合の転換したものでなくて信用金庫というものができたことがありますが、転換でなくてですよ。

○政府委員(河野通一君) 今までのところでは、まだ新しく生から出た信用金庫というものの新設はございせん。私もこれは抑えておるわけではございせん。一、二申請されておるものもございますので、これはよく個々について判断して参りたいと思ひますが、取りあへずのところといたしましては、やはり過去において員外預金を扱つておつた信用協同組合があるという希望を持つておるものにつきましては、先ずこれを先に転換ができる

三

ならばして行くのがいいのではない
か、勿論当事者がそれを希望されな
ければその必要はないわけでありま
すけれども、希望されておるものにつ
きましては、先ずその転換を認めて行
くのがいいのではないかと、目下の
ところではそれを重点にして進めて
おるわけでありまして、新らしく生
から新設をすることを拒否いたして
おるわけではございませんが、現在
までのところではまだ設立を申出た
ものはございませぬ。

○波多野 閣下、それでは新らしく作
ることを申出た場合に、大蔵省は先
ず協同組合のほうから転換を認める
まで待つてくれと、まあそれは言わ
なくても、手続をさういふふうによ
うに延ばすということなんですか。

○政府委員(河野通一君) 必ずしもそ
うはつきり制約しては考えておりま
せんが、できるだけ過去において信用
協同組合をやつておつて、而も員外
の預金を扱つておつたものが信用金
庫になつていくもの、先ず優先的にや
つて行く、併し非常に初めからの信用
金庫としての設立について、その経
営者なり、或いは経済的な事情なりと
いうものが非常につきりいたしてお
りまして、信用の基礎が十分充実に
あるというふうな見通しのつくもの
につきましては、これを必ずしも全部
信用協同組合が転換した後でなければ
認めませんというふうなことは言つ
てもいいと思つております。

○菊川 閣下、銀行局にお尋ねしたい
のですが、成るべく信用金庫なり信
用協同組合は保護して育成して行か
ないといふ、それよりも預金協同組合
の引揚げといふことをやめまして、
どうせ信用組合の助になると思つて、
どうせ信用組合でも金庫でも、集め
たやつをみずから運用するやつもあ
るだらうけれども、又その他の金融機
関へ預けるという場合もあるだらう
と思つて、併し一応これが根がしつ
かりして来るまでには或る程度保
護育成の方法を講じてやらなければ
ならぬ場合もあると思つて、従つて
信用金庫等に対しましては、例えは
政府の預託金ですか、それか、そ
ういふふうなものか、或る程度やら
れておるのでございませぬか。それ
からいへば、政府資金を預託するとい
うふうな計画なんかはやつておられ
るのですか、今後おやりになるの
のですか、この点を一つお尋ねし
たいと思つております。

○政府委員(河野通一君) 政府資金の
預託は、現在の信用金庫に對しては
約十二億預託をいたしております。期
限が当初予定いたしましたのは、七
月頃までに大体引揚げする予定であ
つたのでありますが、これを近く三
月頃まで延ばして、これを秋頃まで
その預託を続けたいと思つて、な
お今後行くことにはいたしたいと思
つております。過去の收支の状況等
を見まして、相當の見通しがつきま
したならば、一般金融機関と同じ
ように、信用金庫に對しても更に指
定預金等をして参りた

ちよつと断り申上げておきます
が、信用金庫の育成だけを私ども
は考えておるわけではございませ
ぬで、信用協同組合につきましても、
これがやはり金融機関として、勿論
組合組織ではありますけれども、金
融機関として十分預金者の保護も
できましますし、金融に十分応じて
行けるようになることを私どもも
期待をいたして、信用金庫を育成
されれば信用組合はどうでもよい
と思つておられます。兩者共におの
づかの使命なり目的に従つて育成
し信用を強化して行くことが望ま
しいと思つて、さういふふうによ
うに考えております。

○菊川 閣下、最後に、本當の概
括的に結構でございますが、信用
組合と信用金庫の伸び具合ですな
う、一年間における伸びの概略を
お聞かせ願ひたいと思つて、詳し
い数字までお聞かせ願ひたいと思
つて、仕方がないのですが、概略
的に相當の傾向を述べておられ
るか、これは主として預金ですが、
預金が伸びつつあるのか、それと
も減少しつつあるのか、その傾向
を一つお伺ひしたい。特に田舎
のほうへ参りますと、最近は一
時は農村が農村インフレーション
だと言われて、何を売つても農産
物であるならば都會からリニツ
クサツクで皆買ひに來たとい
う時代には相當組合が伸びたとい
う話を聞いておりますが、最近の
状態を聞いてみますと、どうも組
合員のほうの貸付のほうは相當
伸びてゐるんだが、預金のほう
は余り伸びないどころか、むしろ
だん／＼減少して行く、こ
ういふことを言つておられるの
は、村に一つずつづらゐるの
は、これは信用組合法によると組合
じやないか、あれは又別ですか。

○政府委員(河野通一君) 信用金庫及
び信用協同組合を含めて、これは大
体経過期間にあるものですから、同
方一緒にお答え申上げたほうが
いいと思つて、これら預金の伸び、
資金量の伸びは非常によろしい
のでございませぬ。二十六年で
大體年初に約五百億の資金量であ
つたものが、年末には約九百億
になつております。その資金量の
増加率は大體八七％ぐらいになり
ます。一般の金融機関、銀行等
におきましては、さういふふう
には伸びておりませぬし、相互
銀行及び信用金庫等は資金量
の伸び方は非常に一般金融機
関よりはい、割合については。

○田村 文吉君 丸一年間ですか。
○政府委員(河野通一君) 一年間
です。非常に伸び方がよい。ただ
基本が小さいからして、これを一
般銀行に比べてみれば、銀行が一
兆数千億という預金を持つてお
るのに対して五百億とか何とか、
基本が小さいもので、それから
絶対額においてはなな／＼一般の
銀行のほうには伸びませぬけれど
も、伸びる割合は今申上げたよう
に一般の銀行よりも更に大きな
割合で伸びておる、さういふ
ふうによろしく御了解願ひたい
と思つております。

○菊川 閣下、これはやつぱり手
輕に行けて親しめるというところ
がいいんだらうと思つて、まあ大
いにこれは結構だと思つて、そこ
で一つ最後に尋ねたいのですが、
定期預金にしても一般の普通預
金にしても、大体銀行と同じよう
な、半年とか一年とかいふふう
にやるんだらうと思つて、この利
率といふものは一體一般の市中
銀行の公定利率と、信用金庫の

利率とはどういふふうになつて
おりますか。
○政府委員(河野通一君) 預金の利
率であります。これは一般の銀行
よりも一厘高といふことでやつて
おります。日歩について一厘高、
年利について一厘高といふこと
でやつております。

○油井 賢太郎君 今の場合貸出の利率
といふのは、信用金庫なり、信用
協同組合といふのは別に制限は
置かないのですか。例へば地方へ
行くといふ四錢五厘とか、もつ
と高いものもあるやうですが、
銀行とは大分違つておりますが
ね。

○政府委員(河野通一君) 信用金庫、
信用協同組合は、御承知のよう
に非常な小額の資金を扱つてお
ります。従つて、コストも相當か
りますので、一般の銀行の金利よ
りも若干高いところにある、具
体的に業務方法書にはこれに
書いてありますが、これは銀行等
は小額のものでも三錢前後だと思
つて、信用金庫では四錢五厘見
当が最高といふことで大体やつ
ておるやうです。さういふふう
によろしく御承知願ひたいと思
つております。

○油井 閣下、さつきの説明で九
百億に伸びたといふのですが、そ
れは信用協同組合も入つてですか。
信用協同組合だけではどのくら
いですか。
○政府委員(河野通一君) 先ほ
ど申上げましたように、信用金庫
と信用協同組合とは、丁度去年
は転換の時期だつたので、残高
で比較したところ、残高で比較
したところ、残高で比較したところ
は、大體今までの経過としては、
信用協同組合と信用金庫は転換
が終るまでの

くさんあるんじゃないかと思われ、この一、二の点について政府側の意向を質しておきたいと思うのです。一つの点は密輸出入ですが、これらの取締についての機構は最近拡大されたかどうか、又そういう問題についての実績と申しますかがどんなふうになっているか、そういう点を一つ最初にお伺いしたい。

○政府委員(北島武雄君) 密輸取締につきましては、現在税関と海上保安庁、警察、この三者が緊密な連絡をとつて実施することになっておりまして、ただ海上保安庁、警察等で密輸を検挙いたしました場合、必ず税関のほうにお引渡しを願ひまして、税関におきまして、関税法違反の事実をよく調査いたしまして、通告処分をするなり、或いは告発などの手続をとつておるわけでありまして。最近におきまして密輸の検挙の実績をちよつと具体的に数字で申上げますと、昨昭和二十六年、昨年の四月から今年の三月までの密輸の検挙件数については、密輸出、密輸入合せまして千四百二十八件でございます。同様の数字は一昨年度即ち昭和二十五年におきましては、千六百九十五件でございますので、件数におきましては若干の減少ということになつております。ただ密輸物件の価格のほうは、昨昭和二十六年におきましては四億八千百万円でございます、一昨年度における三億三千八百萬円という数字に對しまして若干の増加になつておるわけでありまして。と申しますことは、最近におきましては比較的大物が挙げたということでございます。なお先ほど密輸につきまして、税関、警察、海上保安庁等が協同してや

つておると申しましたが、その検挙件数を機関別に分けて御報告いたしますと、昨年度におきまして、税関で検挙いたしましては件数が九百六十六件、全体の約七〇％でございます。それから警察のほうは二百四十四件で一八％、海上保安庁は八十二件で六％、その他税関、警察協同というのとはあつた数字でございます。このように税関において大体七〇％程度の検挙件数を挙げております。それから検挙いたした密輸物件のうち、密輸出の主なものを申しますと、昨年度におきまして一番大きいのは機械類でございます。これが六千四百八十八万円、その次が第二位に位するの電気器具約二千万円、あと以下繊維製品、自動車部品、理化学機械、食料品、木材等の順になつております。それから密輸入のほうは、昨年度におきましては砂糖が一番多うございまして、六千二百八十六万円、それからスクラップが大体これに近い六千二百五十万円、以下食料品、医薬品等の順序になっております。密輸につきまして昨年中において特殊な現象でございましたのは、いわゆるSPSの横流しでありまして、これは取締にも甚だ手こずつたわけでございますが、占領下におきまして特殊なあつた制度が認められまして、これは平常の店舗を保税倉庫として特許せられ、そこまでは税金を納めないで店舗へ持つて来られる。それから店舗から軍人軍属に売るときは、これは免税してやるけれども、その他の一般外人に對しては課税するということになつておつたのであります。實際的には伝票を或いは偽造いたしまして、軍人軍属に売つたような恰好で、他の外国

人或いは日本人に売るといふような事例が相當あつたやうであります。これにつきましては昨年の六、七月から非常に弊害が目立つて参りましたので、横濱税関、特に東京税関支所を奮勵いたしまして、相当教洗いまして、或るものは免許を取消し、或るものは通告処分をし、或るものは東京地方検察庁に引續ぐといふような状況になつております。なお密輸につきまして御質問がございましては、お答えいたします。○波多野君 今度の独立後、例の駐留軍、その家族、契約者などに対して、輸入税を免除する措置が講ぜられておるのですが、これが今あんなに言われたSPSの密輸の問題と非常に似たようなケースが出て来るのじゃないか。ああいうような大幅な輸入税免除の措置を講じた關係上、税関のほうでも人手の点において、或いは事務の配置において何か新しい構想ができておるのですか、これを防ぐために……○政府委員(北島武雄君) とにかく現在におきましては、行政制度の關係で、どうも定員が殖やせん。但し税関につきましては相當同情的な定員を認められまして、行政整理で約三百人減りました半面、特派官吏の増員が認められまして、全体として昭和二十六年に對しまして、二十七年の定員は五人しか減つておりません。我々もいたしましては、なお昨年相当税関官吏の定員が殖えまして、欠員が相當ございまして、この際極力定員を充實いたしまして、部内職員の訓練も更に嚴重に行なつて、適當な職員を配置転換いたしまして、現在の人員で今後予想される事態にも対処しようと思つております。

○波多野君 飛行場なんか、外人の発着が非常に多くなつて来ると思うのだけれども、こういうところは税関の支所が出張所が知りませんけれども、そういうものを設けて、港の場合と同じようにやつておられますか。○政府委員(北島武雄君) 現在飛行場におきまして、税関官吏、税関の役所がございまして、御承知の通り羽田の税関支所と、それから岩国の税関支所がございまして、他の飛行場は、これは国際民間航空の飛行場では一応ございませんで、現在は税関の職員を置いておりません。但し今後行政協定の発効に伴ひまして、いわゆる駐留軍の公用機で、パブリック・エア・クラフトで、仮にシビルの人、全然免除特権のない人を仮に乗せた場合は、向うから税関に通知がありまして、更に羽田の人に随時立川等に出張してもらつとか、場合によりましては、向うから羽田まで出向かせて手続をとらせるといふことになつております。但し事態の進展においては、立川その他にも若干分室を設けて、職員を配置しなければならぬと思つております。○波多野君 今の行政協定の問題に關連して、非常にいろいろ問題が起ると思うのですが、通関手続を簡素化するという、國際協定に入るに應じての改正法案だと思ふのですけれども、その面はいいとして、日本が行政協定を結んでおるといふ特殊な地位にあるといふところから、日本の關稅行政について考え直さなければならぬ点が大部分あると思うので、その点はあとで機會を見て質問いたしますが、もう一つの点は、この密輸出入を嚴重に取締るといふ面と、それと裏腹になるのだけ

れども、税関官吏の訓練という問題、これは大事な問題だと私は思うのですが、外國から日本に来る人の第一印象は税関で與えられてしまふのです。あとで内地でいろいろ人に接觸していろいろな印象を受けても、最初に税関で受けた印象というのは、これは消えない。これは一番強いのです。そういう点から、税関官吏の訓練というところは、一面において非常に嚴重にやると共に、他面においては、何かすべての人を罪人扱いにするといふような考へで見ないで、いわゆるジェントルマンライクに扱つて行くといふ点の訓練、これは非常にむずかしいのですけれども、一面嚴重に、一面ジェントルマンライクに扱わなければならぬといふので、非常に訓練の点に力を入れてもらわなければならぬと思ふのです。が、訓練その他の点について何か構想があるのですか。○政府委員(北島武雄君) 内國税のほうには御承知のように、税務講習所という機關が中央にございまして、更に各國税局にその支所がございまして、数年来いたしておりますが、税関のほうにつきましては、一定の講習所という施設はまだ認められておりません。但し私もいたしましては、昔からいわゆる税関講習といふものをやつておりましたが、その制度をこの二、三年來拡充いたしまして、毎年一回高等税関講習会と稱しまして、相當程度で税関の経験のある者を再訓練いたしますが、更に次から次へと昨年の訓練、或いは又技術官の再訓練等を次から次に中央において実施いたしますと共に、各税関におきまして一定の

研修の計画を立てさせまして、随時本省のほうに報告させまして、本省において更に不備な点を指摘督促いたしまして、研修いたしておる、こういう恰好であります。まだ税関の官吏の全体の定員は五千四百人程度でございます。一定の講習所という施設を持つことはまだ予算的に認められておりませんが、現在におきましてはそのような恰好で訓練いたしております。

なお第一線の税関官吏の態度につきましては、私も只今御指摘になりましては、私ども非常に重大に考えております。私も並びに各税関長も常に、税関官吏というものはその国を代表する外交官のようなつもりでやつてもらいたいというように希望を申しまして、常にその思想を吹き込んでおるのでございませう。ただ何と申しまして、まだ二十五歳未満の職員が全体の七〇％を占めておりますような状況でございますので、なか／＼皆さんの御期待に副うようには行きかねておるわけでございませう。但し羽田とか横浜、神戸等につきましては、特に外人の出入が多いわけでございますので、この点については特に嚴重に訓戒いたしております。

それから又税関の旅客に対する手荷物の検査などについても、今後相当考へる必要があるというように考えておるのであります。今までも羽田におきましては、他の税関に比べて非常に紳士的にやられておつたつもりでございますが、一方に又入つて来るときにおいては、これは手荷物の検査をするのもよからうが、日本から出るときには手荷物の検査をする必要がないじやないかという御議論も大分ござ

います。ただ我々いたしましては、現在の日本の法制におきまして、輸出貿易管理も相當嚴重に行わなければならないというようなことにもなつておりまして、その間若干ジレンマがあるわけでありませう。昨日から税関長會議を開催いたしまして、何とか旅客の手荷物の検査についてはもう少し構想を変えようじやないか、殊に日本から出る場合にはできるだけ簡単にして、怪しいものだけを一応開けさせるといふ方法を講じようじやないかと考えて指示して参つておるわけでありませう。

○波多野君 一つ、今の点は、日本から出る場合は抜き取り検査ぐらゐでいいのじやないかと思ひます。一々開けさせるということとは、そんなことはよその国にはないのであります。やはり悪人と見ないで善人と見て扱うという面を強調しなければならぬと私は思ふ。

もう一つの点は、これは今度の法律案には出ていないようですが、保税倉庫並びに保税工場ですね、保税工場の制度については、どんなふうな考へておりますか。特に私質問したいのは、いろいろな意味で日本が加工賃を稼ぐ、そういう経済形態というものはよかれあしけれ展開しつつある。例えば原料を輸入して、そうしてこれを製品として出すというふうな場合が非常に多くなつて来る、そうすると原料輸入の場合に一々税金をかけるというふうなことをやつておつたのじや加工賃が稼げなくなつてしまふ、できるだけの保税工場の制度というものは拡大すべきではないか、今のような事情の下ではどう考へるのか、その点について大蔵省はどう考へておりますか。

○政府委員(北島武雄君) 日本の加工貿易の促進のために、保税工場制度を大いに利用したかどうかという波多野先生の御意見については、私も全くと御同意でございます。現在の保税工場法におきましては相當やはり嚴格な規定がございまして、どうも現在の規定を相當程度見直して考へないか、十分な利用ができませんのではないかと、いろいろ考へないかいたしております。これは保税工場の点だけでなく、なお保税倉庫の面もそういう点があるわけでございます。一般関税法そのものに制定されて、その後十数回に亘つていろいろな改正がございまして、まだ全面的な改正をいたしておらないわけでございます。條文も読みにくい片仮名になつておる、これにつきましては私も目下できるならば来年度に開税法規全般に亘りまして全面改正をいたしたいと思ひまして、最近職員を充実に善々研究いたしております。大体御趣旨に副うように、保税工場ができるだけ日本の加工貿易のために役立つように、私も改訂に當つてはやつて参りたいと思ひております。

○田村文吉君 先般の詐欺にかつた紙の問題は始末がつかまつたか。

○政府委員(北島武雄君) まだ始末がついたという報告はございせん。そのまゝ保税倉庫に入つたままでございます。

○田村文吉君 ちよつとそのまま進展しないでいるわけですね。

○政府委員(北島武雄君) 私も先般新聞で承知した程度でありまして、向うのエキスポーターが詐欺事件で挙げられたという程度で、その後の進展状況を聞いておりませんが、保税倉庫に入つた紙はそのままでございませう。

○田村文吉君 それから保税地域とか特許上屋とか、これに類似したものは今まであつたのですか。

○政府委員(北島武雄君) ございませう。現行法で開税法二十九條の二であります。保税地域と稱するハ税関管内、保税倉庫、税関仮置場、税関長が外国貨物ヲ蔵置シ得ヘキ場所トシテ指定又ハ特許シタル場所ヲ謂フ、この條文によりまして特許上屋というものが相當あるわけなんです。その件数は保税倉庫に匹敵し、面積に至つては保税倉庫を遙かに超えておるような状況でございます。

○田村文吉君 今度大分條文が殖えておりますが、これは主にどういふことを規定なさうとしていらつしやるんですか。

○政府委員(北島武雄君) 現在の條文は、只今読み上げましたように非常に簡単な規定でございまして、その具體的な内容は全然書いてない。例えば税関管内というものはどういふものであるか、或いは税関長が指定又は特許したる場所というものは、どういふものであるか、そういう場所ではどういふ拘束を受けて、その半面どういふふうな行為ができるかというふうなことは、全然規定がございせんので、専ら行政慣例によつてやつておつたのであります。その行政慣例の行われておつたことを、大体におきまして成文化してはつきりさせようというのが今回の改正の大体の趣旨です。

○田村文吉君 距離的には何ですか、税関管内というのはどのくらいかというこの大体内規があるんですか。

○政府委員(北島武雄君) これは税関管内という言葉は非常に一般のかたにはおわかりにくいのでございませうが、一般的にはカスラム・オブ・コンバウンドという言葉で出ております。我が国における税関管内と申しますと、昔税関が税関自体で所有いたしまして持つておつた土地と、それから倉庫、上屋など、これは昭和十八年までは税関が所有者に基く管理権と、それから開港行政権とを持つておりました。港地帯におきまして貨物の迅速な通過に非常に便利なものであつたのです。それが昭和十八年に税関が海運局に統合いたされまして、そのまゝ海運局に参りまして、終戦後昭和二十一年六月に税関が獨立いたしました際に、運輸省からはそれを返してよさなかつたというわけなんです。現在税関管内というのは、殆んど實際的にはございせん。ただ僅かに神戸、門司、函館において、まあ貨物の検査場として若干残つておる程度でございます。

○菊川幸夫君 今度の改正の中で原産地詐称に対する取締りについての御説明でございますが、これは抹消するか或いは抹消も言うことを肯かない場合には又送り返す、没收するといふ規定になつておるわけですが、それで原産地詐称の問題につきましては、今後いよいよ激しくなる傾向にあるといふことは、特に日本でもできた品物を一旦輸出して、それがマークを変えて、盛んに南方諸地域へ入つて行つたというふうなことをよく言われたのであります。この原産地詐称というものは、多少ともアメリカ・メキシコ・イン・USAというやつは、日本でもできた物でもアメリカへ行つてちよつと加工すれば認め

るという方針でやるか、嚴重に、本當に原産地主義をとるか、このことをちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 飽くまでも原産地主義でございまして、例えば香港に持つて行つてメード・イン・イングランドとして売るものが相當あるわけでございます。これは勿論原産地詐称の規定に引つかるわけでございます。

○菊川孝夫君 特にこの輸入の場合にこの被害を被ることが多いと思ひますが、これはその判定をするに當りまして、相當高度な技術が私には要するんじゃないかと思ひます。日本の毛織物のときも、一旦香港あたりへ持つて行つて、これを又メード・イン・イングランドとしてしまつて、それが又来た場合に、これはそういう毛織物のような極めて判別のしやすい物でもかなり技術が要する。ましてや藥品、この間委員会で問題となりました染料のとき、ドイツ製であるか日本製であるかということ、非常にむずかしいと思ひます。ですから、そういうのを一々技術庁で以て相當な技術者を置いて検定をするようにせられるのですか。本當の法律論では原産地主義を強調しておられますが、具体的に又個々の品物にこれをやるといふことになりまして、この運用は非常に私はむずかしいと思ひし、又日本の品物も持つてはそういう法律の抜け道を潜つて盛んに外地へ運んで行つたといふことを言われておるのであります。この点取締を嚴重にしようとした場合には、相當な機構が私は必要だと思ひます。今のような、波多野さんのさつきの質問に対する説明のような工合では、ちよつと覺束ないと思ひます。

ですが、こういう處更に税関等を更に拡充されるのですか。

○政府委員(北島武雄君) これは只今菊川さんのお説のように、非常にむずかしい問題でございまして、実は輸入につきまして、すべての品物に原産地証明書といふものを添附させれば、これは又一面いいわけでございます。現在日本で原産地証明書を附けさせておるのは、南西諸島からの産物だけでありまして、その他の国から来る物に對しましては原産地証明書を添附しておりません。一番いい方法としてしましては、すべての輸入品物について原産地輸入証明書を添附させることであります。又そういういたしすことは、税関手続の簡易化に関する條約には、原産地証明書を要求する場合を除くだけ少くしようという規定もございまして、できにくく、實際問題といたしまして、結局税関官吏の長年の経験によりまして、商品が入つて参りました場合に、その仕出、どこから来たか、現品等を調査いたしましたし、明らかに原産地の虚偽表示と思われるものしか實際は遺憾ながら現在の方式ではできないかと、こういう考へております。本當にこれを真剣にやるといたしますと、相當な機構も要するわけでありまして、現在のところちよつとそこまでは届かぬ現状かと思ひます。甚だ遺憾に思ひます。

やるんですから、まさかスイスのマークを附けるようなことはないと思ひますが、これについては取締りはどうなさるんですか。向うから来るやつよりも今後日本が輸出によつて立たなければならぬので、出る面をかましく言わなければならぬと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 誠に御尤もでございます。原産地虚偽表示の防止に關する協定にも、契約国内においては原産地について公衆を欺くような表示は禁止するように契約国はしななければならぬということになつております。従いまして目下通産省、外務省等が打合せまして、その方法を考へておりますが、その方法といたしましては、これは通産省關係の輸出貿易管理令という政令がございまして、これを改正いたしまして、原産地について虚偽の表示をした貨物については、輸出の場合に許可が要するようになるということになるわけですが、ちよつと許可といたすと變ですが、税関におきましてこれは明らかに日本製品であるのを、メード・イン・USAと書いてあるとすると、これは許可が要するんだということと通産省へ出します、そうすると、通産省では許可をやりません。それで事實上輸出が停止される、こういう措置をとるようになるかと考へております。

○菊川孝夫君 許可制度で許可をした場合には、許可を受けるのはメード・イン・USAのマークを附けることを通産省に對して申請すると、特にこれから私共でもう一遍確認しておきたいのは、外資の導入といふことを盛んに言つておられますし、又當然それだん／＼出て来るだろうと思ひます。

が、アメリカ資本が多く入つて来まして、日本の労働力を使つたりして品物をこしらへ、これを輸出する場合に、向うの会社の本社所在地はアメリカだと、そういうような場合に、ただ單に日本でこしらへたといふのは、日本人に造らしただけだといふような場合には、これはどういふふうになるんですか。そういうのは今度の通産省の語では、やはり許可を要するようになるんですか、アメリカ製品とちよつとも違わんといふような……。

○政府委員(北島武雄君) やはりそれはどこで造られたかといふことで、造られた土地は日本でございまして、それに對してメード・イン・USAといふマークをいたしますれば、虚偽表示といふことになるわけでございます。それから只今ちよつと技術的な問題で、輸出貿易管理令に關する問題で、輸出貿易管理令に關する問題で、許可を要するのはいじやないかといふことですが、例えば公安良俗を害するものとかいふものは、輸出貿易管理令には許可事項になつて、許可を受ける。それで、實際には許可を與えないといふことで輸出停止をいたしておる、そういうテクニカルな問題でございまして。

○菊川孝夫君 これはまあ今の輸出貿易管理令に當然入るのであつて、税関とは關係はむしろないかも知れませんが、戦後の日本の輸出品がほらばうでキャンセルされた、而もそれは見本と納品と違ふとか、大部又そろそろ日本人が戦前の悪い癖が出たしたと言つて、新聞で事実を暴露しておるわけでありまして、そういうのは向うから若し突つ返されて来たといふような場合に、税関の取扱のほうはどうなるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 突つ返されて参りました場合には、やはり輸入といふことになりまして、輸出のライセンスがございまして税関としては通過させるわけでありまして。

それから只今お話ございました日本商品の非常に國際的に公正な慣行に反するやうなやり方で出て来る問題でございますが、これにつきましては、実は昨年以來二、三そういう問題が税関でもわかりまして、それから税関におきましては輸出検査を相當嚴重にやろうじやないかと、実は今まで税関の検査は、これは人員の關係もございまして、輸入する貨物につきましては、それはまあ全部検査いたします。そうして輸入製品につきましては税率を適用してつております。輸出品につきましてはなか／＼全部検査するまで手が廻りかねておる現状でございます。まあ昨年あたりまでは、恐らく正直のところ全体の輸出品の五割くらいまでは検査できなかったのだじやないか、昨年の秋頃まで……、ところが秋頃からいへば二、三日本の商品が税関の目を潜りまして輸出されて、そこで大きな問題を起した事件もございまして、それからそれじやないかといふことで、輸出検査のほうも相當人を増しまして今やらしてあります。その結果現在では大体輸出品のうち二〇%乃至二五%程度が平均的に申しますとまあ輸出検査を受ける。現実にこれを開放して実物を税関が検査をして、こういう状況でございます。

○菊川孝夫君 そういう処置をするのについて、今回の法律改正の際に必要な

はないかどうかということ、関税協定によつて、輸出する場合の輸出検査を嚴重にせよというような検査協定、これはないのでございますか。昨日もらつた資料でもよくと見てみたのだけれども、わかりにくい文章でちよつと……。

○政府委員(北島武雄君) 法律的には現在の法制で輸出検査を嚴重にやることのできるわけでございます。それから各国の間に輸出検査をもつと嚴重にやるという協定は、また實際にできておりません。ただ最近、これは極く内々の話でございますが、アメリカのほうからどうも日本における税関の輸出検査が少しルーズなようだと、そのためにアメリカで相当損害を及ぼした例もあるから、嚴重にやつてくれなかつたといふような申し入れもございまして、先般アメリカの商務省の關係の係官並びに税関局の人が日本の實際の税関の輸出検査のやり方を視察に参つたことがございまして。

○菊川孝夫君 それからもう一つ最後に保税地域、それから保税倉庫等で、戦後荒廢したままの姿で相当長いことそのままに置かれる。そのために輸入した品物が、保税地域にあるうちにまあいゝ品傷みをするといふことをちよつと話を聞くんであります。従つて相当この保税設備、保税地域の施設といふものに対して私はもう金を注ぎ込んで、まあ修理をしなげやならんといふ時期に来てゐるのじやないか、税関に持つて行つて、輸出検査にしても輸入検査にしても、そう直ちにはなか／＼行かんもので、こゝで税関部長の言つてゐるような場合には簡單には済まんわけですよ。實際には長いこと置いて置かれ、而も祭日、日曜

とちよつと休日になつたりして、長いことなか／＼検査の済まんことがあつて。ところが港湾の施設が老朽化してゐる。それから又戦災によつて傷み、それから駐留軍に一部いいところは提供してしまつてゐる。特に過般の大坂と神戸等の水害によつて相当傷められてゐるので、これらに対するこの保税地域の指定を嚴重にすると同時に、保税地域内の施設、建物等の近代化、それから修理といふような面に対して相当これは大蔵省としても力を入れなければならん問題だと思ふのですが、この陳情は相当來てゐるのですが、これにつきまして今年度大体どのくらい見込でこれに対する資金の貸付等の処置がとられましたか、税関部長一つ御存じになつておつたら進み工合を……。

○政府委員(北島武雄君) 現在保税地域は、先ほど申しましたように、税関自身で持つてゐるものは殆んどございせん。民間業者或いは県市等の公共団体、まあ税関を通して、保税中の貨物が保税倉庫等の不備によりまして損傷されてゐるといふことは、重大な関心を持つてゐるわけでございます。常々勧告はいたしてゐるわけでございますが、資金の面で何分思ひに任せない。但し県市等の地方団体等に対しては、本年度三十八億円計上してゐるようでございます。その分で、そのうち幾ばくが現実に保税施設に使われるかといふことは、私どもでつまびらかにいたしません。

○菊川孝夫君 最後にそつと保税地域内のいわゆる品傷み等の事故が二十六年度に、当然統計としてやはりあつたのほうもお取りになつておると思ふのですが、そつとものほございせんのですか。

○政府委員(北島武雄君) 損傷貨物に關する統計は、現在では税関にないようでございます。

○委員(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御発言もないようでありますから討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。関税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(平沼彌太郎君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は、先例通り委員長において取計らうことに御一任を願ひます。これより多数意見者の御署名を求めます。

多数意見者署名

西川甚五郎 伊藤 保平
菊田 七平 岡崎 眞一
田村 文吉 下條 恭兵

小宮山常吉 油井賢太郎
菊川 孝夫 大矢半次郎
黒田 英雄 薄淵 春次

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め

それでは本日の委員会はこれを以て閉じます。

午後零時十八分散会

昭和二十七年五月二十八日印刷

昭和二十七年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所